

令和8年度グレーターしまなみ・えひめ圏域サイクリング 周遊促進支援事業実施要領

(目的)

第1条 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会（以下「協議会」という。）は、この要領の定めるところにより、しまなみ海道と隣接する本県側エリアに形成する、広域サイクルツーリズム圏域「グレーターしまなみ・えひめ（GSE）」において、サイクリスト等の利便性や満足度の更なる向上に寄与する基盤整備またはサイクリングツアー開催に必要な経費について補助することにより、広島県側から圏域への人流引込み（県内全域への波及効果も期待）と周遊促進・長期滞在化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「サイクリング観光事業者」とは、サイクリングに関する取組みを行っている交通事業者、宿泊事業者、観光施設所有者又は管理運営者、旅行業者等をいい、「サイクリング観光関係団体等」とは、サイクリング観光事業者を主な構成員とする団体等をいう。

(対象者)

第3条 グレーターしまなみ・えひめ圏域サイクリング周遊促進支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 別表①に定める事業の実施者

松山市、今治市、西条市、上島町のいずれかに事業所を有し、補助対象事業を実施する、次のa、bのいずれかに該当する事業者等

a. サイクリング観光事業者

b. サイクリング観光関係団体等（観光事業者を主な構成員とし、規約、事業計画、収支予算の定めのあるものに限る）

(2) 別表②に定める事業の実施者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けている事業者

(3) その他会長が適当と認める者

2 補助対象者は、次の各号に該当する者を除く。

(1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）

(2) 市町及び市町のみで構成される団体等

(3) 個人

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による営業許可を受けた者

(対象事業)

第4条 支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) サイクリング観光客等のニーズに対応して行う、別表に定めるいずれかの事業であること。(但し、単なる設備等の更新は除く。)
- (2) 国、愛媛県、市町等の他の補助事業の交付を受けない事業であること。

(補助対象期間等)

第5条 支援事業の補助対象期間は交付決定後から令和9年2月26日までの間とし、補助対象経費等はグレーターしまなみ・えひめ圏域サイクリング周遊促進支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 支援事業の対象事業は、次の各号に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 企画提案内容
- (2) 事業の効果
- (3) 事業推進能力
- (4) 経費

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助事業者を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者は、交付申請書(交付要綱第3条に規定する様式第1号)を協会に提出する。
- (2) 協議会は、前号による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容等を審査のうえ、補助事業者を決定する。

(補助)

第8条 協議会は、補助事業者が実施する事業に対して、グレーターしまなみ・えひめ圏域サイクリング周遊促進支援事業費補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和8年6月5日から施行する。

別表

補助対象事業
① サイクリング周遊促進に向けた基盤整備事業
② サイクリングと二次交通機関を組み合わせたツアー開催事業